

医政第 292 号-2  
令和 5 年 10 月 5 日

報告対象医療機関の開設者 様  
外来機能報告を行う意向を有する無床診療所の開設者 様

静岡県健康福祉部長

### 外来機能報告等に関するガイドラインの改正について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
このことについて、別添のとおり、厚生労働省医政局地域医療計画課長から通知  
がありましたので、お知らせします。

なお、厚生労働省医政局地域医療計画課長通知記載の別添（ガイドライン全文及  
び新旧対照表）は厚生労働省ホームページに掲載しております。

#### 1 主な改正内容

- (1) 紹介受診重点外来のうち、「高額等の医療機器・設備を必要とする外来」に  
おいて、「外来腫瘍化学療法診療料を算定する外来」を追加
- (2) 医療機関から都道府県に報告を行う「地域の外来機能の明確化・連携の推進  
のために必要なその他の事項」の報告項目の変更
  - ・「その他の外来・在宅医療・地域連携の実施状況」において「オンライン診  
療料」の削除
  - ・「外来における人材の配置状況」において「救急救命士」を追加
  - ・「高額等の医療機器・設備の保有状況」において「マンモグラフィ」を追加

#### 2 厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525\\_00013.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095525_00013.html)

担 当 医療局医療政策課医療企画班  
電話番号 054-221-2417